

捨  
印



2026年 4月 1日

## 農用地等の貸付申込書

公益財団法人  
熊本県農業公社理事長 様

〒 876 - 5432

住所 熊本市熊本町●●9876番地

氏名

(法人名・  
代表者名)

越 山 金 峰



電話番号

(固定電話) 0 9 6 - 0 0 0 - 0 0 0 0

(携帯電話) 0 9 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0

私が所有権を有する別記農用地等について、公益財団法人熊本県農業公社を通じて貸し付けたいので、下記事項に同意・誓約のうえ申し込みます。

### 記

- 私は、貴公社の農地中間管理事業を利用するにあたり、以下の事項について同意します。
  - 貴公社が当事業にのみ使用する目的で、農地台帳、登記事項証明書、土地改良の賦課金等などの個人情報が必要に応じ取得すること。
  - 貴公社の転貸により、私所有の農用地等を耕作することとなった者が転貸契約の解約を申し出た場合等、次に耕作する者が不在となる場合には、貴公社の解約申し入れの協議に応じること。
  - 貸し付ける農用地等に抵当権が設定された場合や仮登記等を受けた場合又は賃料が国税滞納処分若しくはその例による差押えを受けた場合には、速やかに公社に連絡しその解消に努めるとともに、上記事由の解消が図られない場合には、解約申し入れの協議に応じること。
- 私は、熊本県暴力団排除条例第2条第2号に規定する者に該当しないことを誓います。

※15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあることについて、裏面の説明を受けました。（説明が終了していれば、下記『□』に✓マークの記入をお願いします。）

〔貸付申込人確認欄  〕

ここに ✓

【本書は、(別記)農用地等貸付情報入力リストと併せて市町村又はJAに提出してください。】

## 機構関連事業について

### ○ 機構関連事業について

機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。)は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について、下記のとおり説明します。

### 記

・ 機構関連事業の対象となる農用地等は、熊本県農地中間管理機構(以下「機構」といいます。)の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものです。

・ 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに区画整理、農用地の造成、農業用排水施設、農道暗渠排水等の農業生産基盤整備及びこれらと密接な関連のあるものを併せて一体的に実施する事業です。

・ 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

### 【留意事項】

※ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。

※ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収されます。

〔 本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと(法律に基づく義務)とされています。 〕